

## 問5 (5)

この問題は、「譲渡等の制限」の知識を問う問題である。厚生労働大臣の規格が定められている労働衛生保護具は、3種類のろ過式呼吸用保護具である。対象となる機械等を確認しておくことも大切だが、規制対象となっている機械等をながめた時に、特徴として感じられることをしっかり理解しておきたい。

## 重要ポイント

規格が定められている3個の労働衛生保護具を確認しておく。

- ① 防じんマスク（ろ過材及び面体を有するもの）
- ② 防毒マスク（有機ガス用他4種類）※下記（2）参照
- ③ 電動ファン付き呼吸用保護具

## 重要ポイント

対象となっている機械等をながめた時の特徴を確認しておく。

測定器、計測器類に対象の機器はない

法令：安衛法第42条、安衛令第13条、安衛則第26条

関連問題：R1.10.問3 R2.4.問3 R2.10.問5 R3.4.問2

## 関連するポイント

(1) 厚生労働大臣の規格が定められている機器類（安衛法第42条、安衛令第13条）

- ① 防じんマスク
- ② 防毒マスク
- ③ 電動ファン付き呼吸用保護具
- ④ 再圧室
- ⑤ 潜水器
- ⑥ 定格管電圧10kV以上のエックス線装置
- ⑦ ガンマ線照射装置
- ⑧ 内燃機関を内蔵するチェンソー

(2) 防毒マスクについては、規格が存在する吸収缶の種類も確認しておく

- ①有機ガス用、②ハロゲンガス用、③一酸化炭素用、④アンモニア用、⑤亜硫酸ガス用の5種類

問6 事業者が、法令に基づく次の措置を行ったとき、その結果について所轄労働基準監督署長に報告することが義務付けられているものはどれか。

- (1) 雇入時の有機溶剤等健康診断
- (2) 定期に行う特定化学物質健康診断
- (3) 特定化学設備についての定期自主検査
- (4) 高圧室内作業主任者の選任
- (5) 鉛業務を行う屋内作業場についての作業環境測定